

中央社保協 2023年度活動日誌

9月1日	金	地域医療を守る運動交流集会第3回実行委員会
		新介護署名キックオフ集会
9月4日	月	第3回国保部会
		子ども医療全国ネット事務局会議
		子ども医療全国ネット宣伝
9月5日	火	第50回中央社保学校司会打ち合わせ
9月6日	水	第3回介護・障害者部会
		第2回運営委員会
9月7日	木	全労連社保闘争本部会議
	土	中央社保学校当日資料発送作業
9月8日	金	中国ブロック会議
		滞納全国連絡会懇談
9月11日	月	四国ブロック会議
		関東甲ブロック会議
9月13日	水	九州・沖縄ブロック会議
	土	中央社保学校接続テスト①
9月14日	木	巣鴨宣伝
		中央社保学校接続テスト②
		北海道・東北ブロック会議
9月15日	金	中央社保学校from岡山会場設営
9月16日	土	第50回中央社会保障学校from岡山（1日目）
9月17日	日	第50回中央社会保障学校from岡山（2日目）
9月19日	火	北信越ブロック会議
		千葉市の上告受理申し立てに抗議する総決起集会
9月21日	木	介護提言プロジェクト
		滞納処分全国連絡会
9月25日	月	国保部会厚労省交渉
		介護7団体打ち合わせ@厚労省交渉・記者会見打ち合わせ
		25日宣伝
9月26日	火	近畿ブロック会議
9月27日	水	第3回代表委員会
9月28日	木	全国介護学習交流集会事務局会議
9月29日	金	介護7団体 厚生労働省交渉
		介護7団体 記者会見
10月4日	水	第4回介護・障害者部会
		第3回運営委員会
		子ども医療全国ネット宣伝

介護保険制度の改善を求める要望書

公益社団法人認知症の人と家族の会
21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会
いのちと暮らしを脅かす安全保障関連法に反対する医療・介護・福祉の会
守ろう！介護保険制度・市民の会
全国労働組合総連合
全日本民主医療機関連合会
中央社会保障推進協議会

介護事業所では、深刻な人手不足と低い介護報酬のもと、経営難が続いており、それに加え、物価上昇が施設の経営や介護従事者の生活悪化につながっています。介護利用者、介護事業所、介護従事者が直面している困難の早急な打開と介護保険制度の立て直しを図るため、財政のあり方など抜本的な改善が急務となっています。介護に係る経済的な心配を無くし、必要な時に必要な介護サービスが利用、提供できる介護保険制度の改善を私たちは求めています。

【要請事項】

1. 介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げ、介護保険料、利用料、食費・居住費などの国民負担の軽減を図ること。なお、公費による介護保険料の低所得者軽減を後退させないこと。
2. 介護事業者への物価高騰支援を継続・拡大すること。その際、利用者負担とならないようにすること。
3. 介護保険利用料の自己負担を2割負担、3割負担となる対象者の拡大をしないこと。
4. 要介護1・2の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行しないこと。
5. ケアマネジメントの利用者負担導入（ケアプラン作成の有料化）をしないこと。
6. 介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院の多床室（相部屋）室料負担を新設しないこと。
7. 福祉用具貸与を買い取り制度に変更しないこと。
8. 全額公費で、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。
9. 介護報酬を大幅に引き上げること。引き上げによってサービス利用に支障を来さないよう必要な措置を講じること。
10. ICTやロボットなどの活用を理由に人員配置を引き下げないこと。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。
11. 利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。
12. 介護保険証をマイナンバーカードと一体化しないこと。

以上

第21回 全国介護学習交流集会



サービス削減、利用料と 保険料の引き上げ許すな!



～利用者も事業者も労働者も笑顔で元気な介護制度に～

日時

2023年10月9日(月・祝) 13:30～16:30

記念講演

介護報酬改定の動きと狙い



鎌田 松代 さん

公益社団法人 認知症の人と家族の会 代表理事
厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会委員

佐賀県出身。大学病院、福祉施設で看護師・介護支援専門員として約30年間従事。
1990年に友人の母の認知症相談をきっかけに、認知症を知りたく当時の「呆け老人を抱える家族の会」に入会。
その後2004年に実父がアルツハイマー型認知症の診断を受け、福祉施設の看護師として働きながら11年間の遠距離介護。その間に実母、義母も同じ病に。認知症の人も介護家族も自分らしい人生を生きることが出来る社会となるよう「家族の会」で活動している。



シンポジウム

事業者・利用者・労働者の共同で制度改善をめざそう

コーディネーター 林 信悟 (中央社保協・事務局長)

パネリスト 事業者の立場から・利用者の立場から・労働者の立場から



ディスカッション/行動提起/集会アピール提案

場所 | 全労連会館 2階ホール

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 TEL 03-5842-5610
最寄り駅 JR「御茶ノ水」駅・千代田線「新御茶ノ水」駅・丸ノ内線「御茶ノ水」駅(徒歩8分)

オンライン参加は以下のQRコード、URLから

Zoom

<https://x.gd/wjE3H>



YouTube

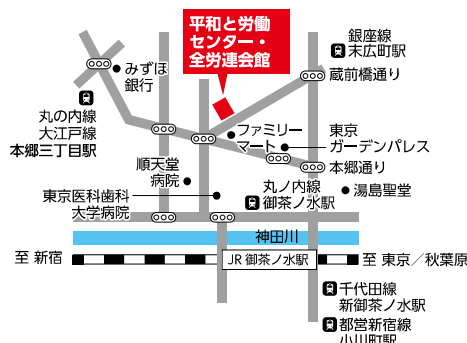
<https://x.gd/7Lle3>



Zoomは事前登録制です。登録メールアドレスに案内メールが送られます。

資料ダウンロード

<https://shahokyo.jp/20231009-2/>



主催:全国介護学習交流集会実行委員会(事務局:中央社保協、全日本民医連、全労連)

連絡先:全労連介護・ヘルパーネット 文京区湯島2-4-4全労連会館4階 TEL 03-5842-5611

第21回全国介護学習交流集会 開催要綱（最終案）

1. 開催の目的

介護保険スタートから23年、「介護の社会化」、「自己選択と決定の介護保険」とうたわれて始まった制度は、相次ぐサービスの削減と利用料引き上げで、必要な介護サービスを受けることすらおぼつかないものになりつつあります。介護を必要とする人と家族、事業者、従事者、どの立場でも、一刻も早く立て直さなければ介護が崩壊してしまうというのが共通の実感となっています。

政府・厚生労働省では、2024年度に向けた報酬改定の審議が行われていますが、給付削減と負担増で制度の崩壊がおきかねません。

「老後不安社会」からの転換をめざし、介護報酬改定の動きをつかみ、憲法にもとづく介護保障の実現、介護労働が正当に評価される社会にむけた決起の場となる学習交流集会にします。

2. 主催団体 全国介護学習交流集会実行委員会

※ 実行委員会構成団体

全労連、中央社保協、全日本民医連、自治労連、日本医労連、
生協労連、福保労、東京地評、HH全国連絡会

3. スローガン

サービス削減、利用料と保険料の引き上げ許すな！

～利用者も事業者も労働者も笑顔で元気な介護制度に～

4. 日時 2023年10月09日（月・祝）13:30～16:30

5. 場所 全労連会館 2階ホール

6. 次第及び担当者ほか

13:00 会場受付（民谷・松崎）

13:30 開会（司会：櫻井）

13:31 主催者あいさつ（青池）

13:37 記念講演「介護報酬改定の動きと狙い」（60分）

鎌田 松代（厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会委員）
（認知症の人と家族の会）

14:37 質疑応答

14:47 休憩（15分）

15:02 シンポジウム「事業者・利用者・労働者の共同で制度改善をめざそう」

コーディネーター 林 信悟（中央社保協・事務局長）

パネリスト 事業者の立場から

千葉・社会福祉法人千葉勤労者福祉会

門脇めぐみ 介護部長

利用者の立場から（新婦人）

新日本婦人の会 岐阜から（日野さんより打診中）

労働者の立場から（日本医労連）

コーディネーター冒頭発言（趣旨説明など7分）

パネリスト発言（各10分×3＝30分）

- 15：40～ 会場発言を交えたディスカッション
会場発言は一人4分程度（5名程度で約20分）
パネリストからの発言（各5分程度で約15分）
- 16：15～ コーディネーターのまとめと行動提起
- 16：23～ 集会アピール読み上げ提案（実行委員会：寺田）
- 16：30 閉会

7. シンポジウムの進め方

(1) ディスカッションの目的

中央社保協は「介護保険制度の抜本的提言（案）」を公表しているが、当面の課題として改革すべき課題について、事業者・利用者・労働者それぞれの立場から発言し、一致する要求で共同して行動することにつながることをめざす。

具体的な行動として中央社保協のとりくみなどを紹介し、全国各地でもとりくみが行われることを訴える。

(2) コーディネーター冒頭発言

介護報酬改定についての情勢学習を受け、介護に関わる立場の3人から介護保険制度や現場で起きている問題点について10分程度で発言していただく。立場の違いを乗り越え、一致してとりくむことの必要性を議論する

パネリストの発言の前に、コーディネーターからサービス削減・負担増の経過などについて概要を説明していただく。また、昨年に行われた負担と給付の問題について、先送りとなった経過などについて報告をしていただく。

(3) パネリスト発言の狙い

① 利用者の立場から

利用料の負担増などによる生活などへの影響を指摘し、改善すべき方向性を発言していただく。可能であれば、事業者や労働者に対する率直な意見も発言していただく。

② 事業者の立場から

介護報酬に関する問題点を指摘し、改善すべき方向性を発言していただく。可能であれば、利用者や労働者に対する率直な意見も発言していただく。

③ 労働者の立場から

低い労働条件など人材不足による過重労働問題などを指摘し、改善すべき課題を発言していただく。可能であれば、事業者や利用者に対する率直な意見も発言していただく。

④ 質疑応答

参加者からパネリストの発言などに対する意見・感想などを述べていただき、意見交換

を行う。可能であれば、それぞれからだされた率直な意見に対し、回答してもらいながら、議論を深めることも行う。

(4) まとめ発言

パネリストと会場発言などを受け、介護保険の抜本的改善には立場の違いを超えた協力・共同の運動が必要だと述べ、中央社保協の運動への結集を呼びかけるほか、全国各地で三者による懇談が行われることを訴える。

また、審議会傍聴や国会請願署名のとりくみなどへの結集を呼びかける。

8. 実行委員会の役割分担などについて

- (1) 総責任者 秋山
- (2) オンライン 溝口（責任者）・大嶋・香月（集合時間・10時30分）
オンライン設定。カメラ回し
- (3) 会場 林泰則、青池、寺田、森永、佐藤（集合時間・11時30分）
資料丁合、会場マイク係、会場整理
- (4) 受付 民谷・松崎（集合時間・11時30分）
会場参加者の受付・資料配付
- (5) パネリスト 林信悟、門脇めぐみ、〇〇、〇〇（集合時間・11時30分）
シンポジウム参加・事前打ち合わせ
- (6) 司会 櫻井（集合時間・11時30分）
進行確認・集会の進行
- (7) 主催者あいさつ 青池
- (8) 集会アピール読み上げ 寺田

9. 留意事項について

- (1) 講演者への謝礼について
後日振込（振込先などの確認）
- (2) 昼食について
実行委員会委員12名分+講演者+パネリスト4名分を用意 計19名分
- (3) アンケートについて
会場参加者には用紙を配布。最後に受付で回収
オンライン参加者は、Google formにて集計

10. 資料配付

- (1) 学習交流集会次第
- (2) 講演資料
- (3) パネリスト資料
- (4) 集会アピール案

以上

2023 年(第21回)全国介護学習交流集会・集会アピール(素案)

全国のみなさん。

昨年の集会から 1 年が経ちました。介護保険制度見直しの審議の中で政府が当初提案したケアプランの有料化、要介護1、2のサービスの保険給付外し(総合事業への移行)などの抜本改善案は、全国各地での旺盛なとりくみで反対世論が広がり、先送りさせることができました。しかし政府は、利用料2割負担の対象拡大、一定の所得以上の高齢者への保険料引き上げについて引き続き検討し、2023 年末までに結論を出すとしています。利用者・事業者双方に新たな負担を押しつけるものであり、断じて認めることはできません。これまでの運動の成果に確信を持ち、介護保険制度の改善反対の世論をいっそう大きく広げていきましょう。

新型コロナウイルス感染症は、5 月から 5 類感染症に移行されましたが、介護の現場ではクラスターの発生など、予断を許さない状況が続いています。この間、医療体制が逼迫する中で、介護の現場では、「留め置き」と称される施設内での療養、厳しい職員体制、在宅事業所での感染拡大に伴う様々な困難など、これまでに経験することがなかった過酷な状況に直面しました。これらは、成り行き任せの政府のコロナ対策が引き起こした「災害」といっても過言ではありません。コロナ禍は、新自由主義政治のもとで政府が進めてきた保健医療、公衆衛生、介護の抑制政策が、地域の医療・介護体制をいかに脆弱なものにしてきたかを改めて浮き彫りにしました。

介護保険制度は施行 23 年が経過しました。しかし、「介護の社会化」の期待とは裏腹に、給付削減・負担増の見直しが重ねられてきた結果、必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍と物価高騰はこうした事態をいっそう加速させています。「利用したくても利用できない」、「このままでは経営が続けられない」、「賃金が低くて仕事を続けられない」、こうした声があふれています。2024 年度介護報酬の見直しでは、利用者負担を増やすのではなく、全額公費での介護報酬引き上げが強く求められています。

経済事情などに関わらず、介護を必要とする全ての人に必要な介護サービスが保障され、行き届いた介護を実現するためには、社会保障費を大幅に増やし、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。

大軍拡路線による防衛費増額ではなく社会保障の充実、憲法 25 条に基づいた「介護の社会化」の実現に向けて、「介護する人、受ける人がともに大切にされる制度へ」—この声をさらに大きく、一緒に広げていきましょう。

本集会の総意として、以下の 4 点を求めます。

1. 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと
2. 利用料 2 割負担の対象者の拡大、要介護1、2の保険給付はずし(総合事業への移行)など、介護保険の利用に新たな困難をもたらす見直しを実施しないこと
3. 介護報酬を大幅に引き上げること。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること
4. 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、1 人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと

2023年10月9日

2023年(第21回)全国介護学習交流集会 参加者一同

	県名	2022依頼書	2023依頼書	時間帯(時)	電話回線数	電話番号	回線種別	担当者
1-①	北海道-1	●	●	10:00~18:00	2	011-708-3163		坂本様
1-②	北海道-2	●	●	10:00~18:00	1	011-708-3164		坂本様
2-①	青森県-1	●	●	12:00~18:00	1	017-763-5830		津川様
2-②	青森県-2	●	●	12:00~18:00	1	017-763-5831		津川様
3-①	岩手県-1	●	●	10:00~17:00	2	019-654-1669		高橋様
3-②	岩手県-2		●	10:00~17:00	1	019-656-1811		高橋様
4	宮城県							
5	秋田県	●				018-835-6354		佐竹様
6	山形県							
7	福島県							
8	茨城県							
9	栃木県							
10	群馬県							
11-①	埼玉県-1	●				048-865-0473		森様
11-②	埼玉県-2	●	●	10:00~16:00	2	048-814-1210		段様
12	千葉県	●	●	10:00~18:00	2	043-215-8202		藤田様
13	東京都	●	●	10:00~18:00	8	03-5395-3165		
14	神奈川県	●	●	10:00~17:00	3	045-664-2367		藤井様
15	山梨県	●				055-222-5882		
16-①	新潟県-1	●	●	10:00~18:00	1	025-225-0322		新倉様
16-②	新潟県-2		●	10:00~18:00	1	025-224-4073		新倉様
17-①	石川県-1		●	10:00~15:00	2	076-231-3199		藤牧様
17-②	石川県-2		●	10:00~15:00	2	076-264-9922		藤牧様
18	富山県	●				076-444-5686		坂井様
19	福井県							
20	長野県	●	●	10:00~16:00	3	026-219-6314		原様
21	静岡県	●	●	10:00~16:00	2	053-465-0208		倉田様
22	愛知県	●	●	10:00~17:00	4	052-872-8333		武田様
23-①	岐阜県-1	●	●	10:00~18:00	1	058-201-0767		岩原様
23-②	岐阜県-2	●						
24	三重県	●				059-253-1360		藤井様
25-①	滋賀県-1	●	●	10:00~18:00	1	077-521-2536		山元様
25-②	滋賀県-2	●	●	10:00~18:00	1	077-521-2537		山元様
26	京都府	●	●	10:00~18:00	6	075-802-2301		松本様
27	大阪府	●				06-6267-8050		地道様
28-①	兵庫県-1	●	●	10:00~16:00	2	078-341-0568		堤様
28-②	兵庫県-2		●	10:00~16:00	2	078-341-0576		堤様
29	奈良県	●	●	10:00~18:00	1	0744-21-3104		中島様
30	和歌山県							藤沢様
31	鳥取県	●	●	10:00~18:00	1	0857-29-3598		小林様
32-①	島根-1	●	●	10:00~17:00	1	0852-27-8991		平田様
32-②	島根-2	●	●	10:00~17:00	1	0853-25-7538		平田様
33	岡山県	●	●	10:00~16:00	1	086-255-2025		大阪様
34	広島県	●				082-262-2009		藤本様
35	山口県	●	●	10:00~18:00	2	083-981-0102		松永様
36	香川県	●	●	10:00~16:00		087-833-8115		奥谷様
37	徳島県							
38	愛媛県							
39	高知県	●	●	10:00~16:00	2	088-843-0025		岡村様
40	福岡県							
41	佐賀県							
42	大分県							
43	宮崎県	●	●	10:00~16:00	2	0985-64-9769		高柳様
44	熊本県							
45	長崎県							
46-①	鹿児島県-1	●				099-219-1765		日高様
46-②	鹿児島県-2	●				099-227-0777		
47	沖縄県							
参加県数		29	21					
総合計		37	32		62			

2023「介護・認知症なんでも無料電話相談」

相談員氏名(団体名)

2023年11月11日()時()分～()時()分

相談者:	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 家族	<input type="checkbox"/> 知人・友人	<input type="checkbox"/> 不明	性別:	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 不明	都道府県
年代:	<input type="checkbox"/> 10代・ <input type="checkbox"/> 20代・ <input type="checkbox"/> 30代・ <input type="checkbox"/> 40代・ <input type="checkbox"/> 50代・ <input type="checkbox"/> 60代・ <input type="checkbox"/> 70代・ <input type="checkbox"/> 80代・ <input type="checkbox"/> 90代以上 <input type="checkbox"/> 不明								
何で知りましたか……	<input type="checkbox"/> 新聞・ <input type="checkbox"/> テレビ・ <input type="checkbox"/> ラジオ・ <input type="checkbox"/> チラシ・ <input type="checkbox"/> インターネット・ <input type="checkbox"/> 知人・ <input type="checkbox"/> その他()								
相談内容	<input type="checkbox"/> 制度・保険料など <input type="checkbox"/> サービス内容 <input type="checkbox"/> 家族の問題 <input type="checkbox"/> 労働問題 <input type="checkbox"/> 相談内容の関連性 <input type="checkbox"/> その他								
該当に○印	<input type="checkbox"/> 保険料 ②申請方法 ③認定結果 ④利用者負担 ⑤その他 <input type="checkbox"/> ケアマネ ②ペルパー ③通所 ④施設 ⑤利用制限 ⑦総合事業 ⑧その他 <input type="checkbox"/> 介護疲れ ②生活苦 ③介護方法 ④その他 <input type="checkbox"/> 賃金 ②労働条件 ③業務内容 ④その他 <input type="checkbox"/> 認知症 ①認知症 ②コロナ								
◆相談内容	 								
◆相談・助言内容	 								

※この記録用紙は各県社保協で活用して下さい。報告は、別表「相談集約表」(Exel)に記入し中央社保協へ送付してください。

介護 する人、受ける人 がともに 大切にされる介護保険制度へ

北海道・札幌市 施設介護員

ひとり親で、人手不足のため月5回以上夜勤に入ること。子どもとの時間も削って働く中でも手取りは20万円ほど。国家資格なのに、重労働なのに、なぜこんなに低賃金なのか悲しくなります。

神奈川県・横浜市 訪問介護員



このままでは、介護を必要とした時にヘルパーが足りなくなる。また、利用料が高くなると制度があっても使えなくなってしまう。

栃木県・宇都宮市 施設介護員

一人夜勤で20人に対応。転倒や看取りなど急変時の対応ができないので人を増やしてほしい。



山口県・宇部市 訪問介護員

介護従事者も高齢化しています。ICT機器の導入よりも、まずは若い人が介護の仕事に関心を持ってもらえるように安定した賃金確保ができるようにしてほしい。

福岡県・春日市 ケアマネジャー

地域でケアマネジャー不足になっています。仕事量と処遇が見合っていない。



低く据え置かれ続けてきた介護報酬

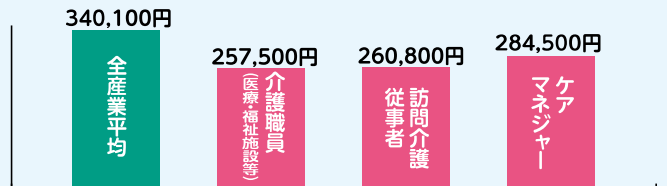
介護報酬改定(率)の推移

改定年	改定率	
2003年度	▲2.3%	
2006年度	▲2.4%	施設等での居住費・食費の自己負担化
2009年度	+3.0%	
2012年度	+1.2%	実質▲0.8% ⇒処遇改善交付金(報酬換算2%)を介護報酬に編入
2015年度	▲2.27%	処遇改善等で+2.21%、基本報酬で▲4.48%
2018年度	+0.54%	通所介護等で▲0.5%の適正化
2021年度	+0.70%	通算改定率+0.67% ⇒+0.05%はコロナ対策「特例的評価」(21年9月末で終了)

*3年毎の本改定の経過

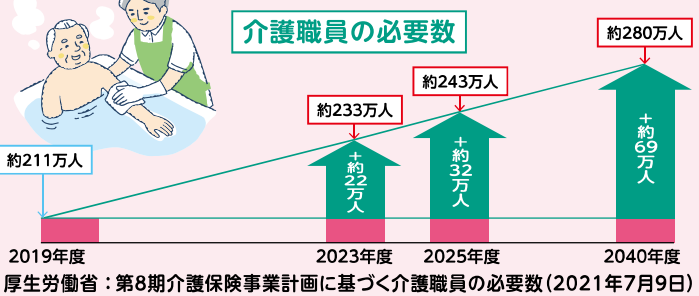
賃金を上げないと、人がこない!

低すぎる介護労働者の賃金



厚生労働省：「令和4年賃金構造基本統計調査」一般労働者の毎月決まって支給される現金給与額(時間外手当、深夜・休日・交替手当などを含む。税・社会保険料控除前)

ますます介護人材不足に



なのに 狙われる介護制度改悪

- 利用料2割負担の対象拡大
- 一定の所得以上の高齢者への保険料引き上げ
- 施設多床室の室料徴収の対象拡大
- 要介護1、2の保険給付はなし(総合事業への移行)
- 介護保険証とマイナンバーカードの一元化
- ケアプランの有料化
- 福祉用具利用のみのケアプランの報酬の引き下げ
- テクノロジー機器導入による人員配置基準の引き下げ

だから 署名にご協力ください



介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める請願署名 介護する人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度へ

介護保険制度は施行23年が経過しました。しかし、必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍と物価高騰はこうした事態をいっそう加速させています。

政府が当初提案したケアプランの有料化、要介護1、2のサービスの保険給付外し（総合事業への移行）などの抜本改善案は、反対世論の広がりの中で先送りさせることができました。しかし政府は、利用料2割負担の対象拡大、一定の所得以上の高齢者への保険料引き上げについて引き続き検討し、2023年末までに結論を出すとしています。利用者・事業者双方に新たな負担を押しつけるものであり、断じて認めることはできません。

介護従事者の処遇改善は待ったなしの課題です。昨年から新たな処遇改善が開始されていますが、全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準です。

行き届いた介護を実現するためには、社会保障費を大幅に増やし、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。制度の改悪をやめ、憲法25条に基づいた「介護の社会化」の実現に向けて、以下請願します。

請願項目

- 1 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと
- 2 利用料2割負担の対象者の拡大、要介護1、2の保険給付はずし（総合事業への移行）など、介護保険の利用に新たな困難をもたらす見直しを実施しないこと
- 3 介護報酬を大幅に引き上げること。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること
- 4 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと

（※氏名・住所は、名字など同じ場合でも略式「ク」ではなく、フルネームでお書き下さい）

氏 名	住 所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

（取扱団体）

中央社会保障推進協議会（社保協）

全国労働組合総連合（全労連）

全日本民主医療機関連合会（民医連）

東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7階

（TEL）03-5842-6451 （FAX）03-5842-6460

※この署名は、国会、関係省庁に提出する以外に使用しません

事務連絡23-11
2023年9月13日

介護保険制度改善と介護従事者の処遇改善を求める 請願署名提出行動

中央社会保障推進協議会
事務局長 林 信梧

日々の社会保障を守り推進する活動に敬意を表します。

政府が当初提案したケアプランの有料化、要介護1、2のサービスの総合事業への移行などの抜本改悪案は、反対世論の広がりの中で先送りさせることができました。しかし政府は、利用料2割負担の対象拡大、一定の所得以上の高齢者への保険料引き上げについて引き続き検討し、2023年末までに結論を出すとしています。利用者・事業者双方に新たな負担を押しつけるものであり、断じて認めることはできません。

介護従事者の処遇改善は待ったなしの課題です。昨年からの新たな処遇改善が開始されていますが、全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準です。

行き届いた介護を実現するためには、社会保障費を大幅に増やし、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。制度の改悪をやめ、憲法25条に基づく「介護の社会化」実現に向けて新たに署名を提起しました。

記

介護保険制度改善と介護従事者の処遇改善を求める請願署名提出行動

2023年12月4日（月）参議院議員会館を予定

12:00～13:00 署名提出院内集会

※ 集会後に衆参の厚生労働委員を中心に国会行動を行います。

地元国会議員へ向けて紹介議員の訴えをするとともに、国会行動で地元国会議員へ署名を届けましょう。

※ 11月27日（月）までに中央社保協事務局までお送りください。

ご持参される場合も集約の関係がありますので署名数をお知らせいただければ幸いです。また、提出の関係で1000筆を一束にまとめていただけると大変助かります。

以上



#優生保護法裁判に正義・公平の理念にもとづく最高裁判決を

「子どもをつくれなくする手術・生理をなくすために子宮をとる手術」を強要された人たちが、今、最高裁でたたかっています
「正義・公平の理念にもとづく判決」を求める署名、ぜひご協力ください

人生、本当に返してもらいたい
(国)にきちんと責任取ってもらわないと終われないです

1997年から優生保護法の被害者として、国に謝ってほしいと訴え続け、2018年
ようやく、仙台地裁に裁判を起こすことができた飯塚淳子さん(仮名、70代)の
言葉です。16歳で何も知らされないまま、子どもの産めない身体にされました。

無念の思いで逝きたくありません
国の責任が明らかになるまで、戦いつづけます

北三郎さん(仮名、80歳)は、施設にいた14歳の時、なんの説明もなく手術さ
れ、直後は激痛で歩けませんでした。ずっと親と施設を恨んできました。優生保
護法を知ったのは、手術から60年後、仙台での裁判の新聞記事を読んだ時です。



CALL 4サイトより
撮影/布田直志



CALL 4サイトより
撮影/柴田大輔

■優生保護法の裁判とは? (原告38人のうち5人がすでに死去/2023年8月現在)

2018年1月に優生保護法の裁判はスタートしました。2022年2月以降、4つの高裁判決(大阪・東京・札幌・大阪)は、国に賠償金を払うように命じる原告勝訴でした。優生保護法は憲法違反であり、民法で定める除斥期間(20年経ったら時間切れで責任を問えないというルール)をこの優生保護法の被害にあてはめることは、「正義・公平の理念に反する」と判断しました。しかし、2023年6月の仙台高裁では、除斥期間が当てはまると判断され、原告は負けてしまいました。

■なんで署名にとりくむの?

このため、これらの裁判は、最高裁で争われることになりました。国が決めた法律により、体も心も傷つけられるという人権侵害に対して、「20年経ったから国に責任はありません」という判決が許されてよいのでしょうか。人権の砦である最高裁で、被害者にきちんと向き合い、正義・公平の理念にもとづく判決を出してもらえよう、私たちはこの署名活動にとりくみます。命を分けない社会にむけて、みなさんのご協力を心から呼びかけます。

署名は紙とオンラインで集めます。どちらかに署名をお願いします。
オンライン署名はこちらのQRコードからご協力をお願いします。→



●優生保護法(1948~1996年)の被害者の数:

子宮・卵巣や睾丸の摘出など、優生保護法で定めていた範囲を超えて手術された人もいたので、実際の被害者の数はもっと多いと言われています。

<障害等を理由とする不妊手術と人工妊娠中絶の件数>

不妊手術	本人の同意なし	16,475人
	本人の同意あり	8,518人
妊娠中絶		58,972人
合計		83,965人

(2018年5月24日厚労省提出資料参照)

【呼びかけ団体】優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会(略称:優生連)

HP: <https://sites.google.com/view/yuuseiren/home>



国が放置してきた優生保護法の被害に対し
最高裁判所に人権の砦として
正義・公平の理念にもとづく判決を求めます

優生保護法（1948～1996）は、国が勝手に「不良」と決めつけた人々の人権を無視し、子どもを生むか生まないかを自分で決める自由を奪いました。

さらに優生保護法が社会に深く根付かせた障害のある人への差別や偏見は、いまなお広がっています。津久井やまゆり園殺傷事件をはじめ、次々と起こる精神科病院や入所施設等での虐待事件などの背景には、優生保護法の考え方が根強く残っています。

優生保護法による強制不妊手術は、日本国憲法のもとでの他に類をみない人権侵害です。
優生保護法による強制不妊手術の実施を認める都道府県優生保護審査会には、裁判官も参加していました。障害等を理由とする強制不妊手術が人権侵害とは気づかないくらい優生思想が蔓延している社会の中で、原告ら被害者は「自分が悪い」と思い込まされ、被害を隠さざるを得ず、心身ともに苦しめられてきました。

すでに地裁や高裁において、優生保護法が違憲であることが認められているにも関わらず、手術から 20 年経ったことを理由に国の責任が認められない（除斥期間を適用する）ことは、著しく正義・公平の理念に反します。

最高裁におかれましては、司法の果たすべき役割ならびに人権の砦としての立場を深く自覚してください。優生保護法による被害者の尊厳を回復する判決を求めます。

名 前（フルネーム）	住 所（番地までご記入ください）
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県

※オンラインでも同趣旨の署名にとりくんでいます。同じ人が、両方に署名しないようご注意ください。
オンライン署名はこちらから⇒

※この署名のとりくみは、「個人情報の保護に関する法律」には抵触しません。署名用紙に記入された名前・住所は、最高裁に提出する目的以外に使用することはありません。



【呼びかけ団体】優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（略称：優生連）

HP: <https://sites.google.com/view/yuuseiren/home>

【送付先】いずれかにお送りください

- 〒164-0011 東京都中野区中央 5-41-18 東京都生協連会館 4F きょうされん本部 宛
- 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-11-8 5 階 DPI 日本会議 浜島 宛
- 〒650-0012 神戸市中央区北長狭通 8-1-14 兵庫障害者センター内

優生保護法による被害者とともに歩む兵庫の会（略称：歩む兵庫の会） 宛